

令和8年6月1日より入院時の食事にかかる患者負担額が変わります。

健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が以下の通り変更になります。

所得区分	負担金	
	令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
一般・現役並Ⅰ～Ⅲ ア・イ・ウ・エ	1食 510円	1食 550円
オ 低所得Ⅱ	1食 240円 (91日目以降 190円)	1食 270円 (91日目以降 220円)
低所得Ⅰ	1食 110円	1食 130円

※ 指定難病については据え置き（1食 300円）となります。

※ オンライン資格確認で減額認定区分が確認できない場合、保険者が発行する『限度額適応・標準負担減額認定証』等の提示が必要になります。

※ 患者の症状等により医師の発行する食事箋に基づき特別食が提供されることがありますが、負担額は変わりません。